

住宅改修工事に対する助成制度を行っています

【対象住宅】市民の方がリフォーム後も居住し続ける市内の個人住宅
【対象工事】木造住宅耐震補強工事もしくはバリアフリー化対応工事で市内に事務所等を有する事業者が施工したものに限りま

【補助金額】対象工事に係る費用の補助対象部分の10分の1で20万円を上限

【火葬に際してのお願い】火葬によるダイオキシン類の発生や燃骨の損傷を防ぐため、棺の中に副葬品（故人の愛用品、特に塩化ビニール系の樹脂やプラスチック等）を入れないように、協力をお願いします。

【問合せ先】環境保全課

福祉

介護保険料の支払いについて

介護保険の各サービス利用にかかった費用は、平成18年度決算額が71億円となり、そのうちの18億円は65歳以上の方の介護保険料で賄われています。この保険料は、原則、年金からの天引きとなっていますが、一部の方は納付書での支払いをお願いしています。納期限日を過ぎた分の支払いは、指定の金融機関・コンビニエンスストアで、早めにお願います。また、過去に介護保険料の未納がある方に

経済的に納付が困難な場合は早めの相談をお願いします。

種 類	内 容
介護保険サービスの償還払い（要介護認定時に1年以上の滞納保険料がある場合）	サービス費用のうち1割分を事業者に支払えば、その後で9割分の給付を受ける（償還払い）には手続きが必要となります。
保険給付の一時差し止め（上記の償還払い時点で1年6ヵ月以上の滞納保険料がある場合）	いったん全額支払ったサービス費用のうち9割分が戻ってくる場所、その全額または一部が差し止められ、強制的に滞納保険料分を差し引かれます。
給付額減額（要介護認定時に過去10年間に時効消滅した保険料がある場合）	時効消滅した保険料に応じた一定の期間、サービス費用のうち、3割負担となります（通常1割負担）。時効となった介護保険料は納めることが出来ません。

介護保険での福祉用具購入に関する注意

福祉用具を購入する場合、福祉用具専門相談員からの助言を受けていない購入（通信販売など）では、介護保険制度の適用が認められません。ご注意ください。

浅川苑改修工事のお知らせ

特別養護老人ホーム浅川苑の改修工事を8月末まで実施します。工事期間中は、工事車両の通行などにより、ご迷惑をおかけします。

問合せ先

高齡福祉課
はたちの献血キャンペーン
2月29日(金)まで実施しています。新成人の方を中心に献血へのご協力をお願いします。
【献血ルーム】立川モディ（旧マルイミニ立川店）地下1階※常設「市役所前会場」3月3日(月)東側市民駐車場【問合せ先】

募集

東京西赤十字血液センター（☎529・0405）、市献血推進協議会事務局（生活福祉課内）

中高年嘱託職員

企業の早期退職制度や定年で、意欲があるにもかかわらず退職した中高年の方を市役所で募集します。

【対象】45～65歳の方【職種等】左表のとおり【申込み】2月8日(金)までに履歴書（写真添付）を本人が市役所4階職員課へ持参※土曜・日曜日を除く。郵送・代理人の申し込みは不可

【選考】書類選考及び面接【面接日】2月13日(水)20日(水)午前9時～午後5時※土曜・日曜日を除く【問合せ先】職員課

【幼稚園、小・中学校臨時職員（介助員）、小・中学校市政（学校図書館）協力員の登録者】

【臨時職員】①幼稚園に在園する配慮を要する園児の介助②小・中学校で特別支援学級の介助③小・中学校で通常学級の配慮を要する児童・生徒の介助【勤務時間】①1日6時間②1日6.5時間③1日4.5時間

【市政協力員】学校図書館の本の整理整頓、貸出・返却等の事務（簡単なパソコン等の操作あり）【勤務日時】週1～3日、1日5時間【応募方法】いずれも、2月1日(金)～15日(金)に履歴書（写真添付）を市役所5階学校課に郵送または持参※土曜・日曜日、祝日を除く【問合せ先】学校課

【児童館・学童クラブ臨時職員】欠員補充用の臨時職員登録者を募集しています。詳細は問い合わせまたは市ホームページをご覧ください。

【問合せ先】子育て課

【地域福祉権利擁護事業・生活支援員】日野市社会福祉協議会では、認知症や精神・知的障害等により介護保険等のサービスがうまく使えない方をサポートするための協力員を募集します。

【資格】20歳以上で市内または隣接市在住の方※詳細は募集要項参照（日野市社会福祉協議会で配布）【募集人数】10人※2月12日(火)午前・福祉支援センター（高幡）、午後・中央福祉センター（日野本町）で事業説明会※書類選考・面接あり【申込み先】2月8日(金)午後5時までに日野市社会福祉協議会（☎594・

7646）へ

告知板

日野都市計画緑地の変更

住宅

都営住宅入居者募集（家族向けポイント方式、単身者向け、単身者用車いす使用者向け、シルバーピア、事業再建者向け定期使用住宅）

申込資格は「募集のしおり」をご覧ください。

【しおりの配布】2月4日(月)～13日(水)午前8時30分～午後5時15分に市役所1階市民相談窓口、七生支所、豊田駅連絡所で配布※日曜日、祝日を除く【申込み】2月18日(月)（必着）までに所定の用紙を郵送※募集期間中のみ東京都住宅供給公社ホームページ（http://www.tj-kougyaor.jp/）で、募集概要を見ることができま

【耐震改修住宅に対する家屋の固定資産税減額措置】昭和57年1月1日以前の住宅で、平成18年1月1日～27年12月31日に、建築基準法に基づく

【居住者の要件】①65歳以上の方②要介護認定又は要支援認定

【訂正】訂正 訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行い、次の要件を満たす場合は、申告により一定期間、家屋の固定資産税が減額されます。

【耐震改修の要件】①現行の耐震基準に適合する耐震改修②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり30万円以上【減額される期間と税額】改修完了時期が①平成21年まで：減額期間3年②平成22年～24年：減額期間2年③平成25～27年：減額期間1年④平成28～30年：減額期間0年

【申告先】改修後3ヵ月以内に申告書（市役所1階資産税課にあり）と添付書類を資産税課へ

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正

【訂正】訂正



わたしたちのまちの富士山 ③